

公害等調整委員会の動き

(令和3年1月～3月)

公害等調整委員会事務局

1 公害紛争に関する受付・終結事件の概要

受付事件の概要

○ 福岡市における工場等からの騒音による健康被害原因裁定申請事件

(令和3年(ゲ)第1号事件)

令和3年1月6日受付

本件は、申請人らに生じた不眠症、頭位めまい症、不眠ストレス等の健康被害は、被申請人が経営する菓子製造工場及び倉庫の空調室外機等からの騒音によるものである、との原因裁定を求めるものです。

○ 燕市における工場からの振動・騒音・悪臭による財産被害等責任裁定申請事件

(令和3年(セ)第1号事件)

令和3年1月19日受付

本件は、申請人宅に隣接する金属加工会社(被申請人)の金属プレス工場からの振動により、申請人宅が損壊し、騒音により、申請人とその家族が精神的苦痛を受け、また、有機溶剤を使用する工場からの悪臭により、申請人とその家族に頭痛、吐き気、目の充血等の健康被害が発生しているとして、被申請人に対し、損害賠償金 3808 万円の支払を求めるものです。

○ 東海市における工場からの粉じん・悪臭等による財産被害・健康被害責任裁定申請事件

(令和3年(セ)第2号事件)

令和3年2月22日

本件は、申請人ら宅に隣接する自動車部品塗装会社(被申請人)の工場からの粉じん及び悪臭等により、申請人Aは、自宅及び土地の頻繁な清掃を余儀なくされ、換気等もできず、適応障害及び心因反応を発症し、申請人Aと同居している申請人Bは、過敏性肺炎と診断されて入退院を繰り返しており、申請人Cは、住居等について多額の清掃等費用が発生しているほか、太陽光発電システムの発電量不足による損害等も発生しているとして、被申請人に対し、損害賠償金合計 2515 万 8922 円の支払を求めるものです。

○ 熊本市における駐車場からの騒音・振動による健康被害責任裁定申請事件及び同原因裁定申請事件

(令和3年(セ)第3号事件・令和3年(ゲ)第2号事件)

令和3年3月17日受付

本件の責任裁定申請事件は、申請人が、被申請人マンション管理組合が管理するマンション駐車場から発生する騒音や振動により、睡眠障害を伴う神経症を発症する等精神的苦痛を受けており、また、住居の外壁に防音シートを張る等の防音対策を講じたため、被申請人らに対し、連帯して、損害賠償金 1373 万 2915 円の支払を求めるものです。また、原因裁定申請事件は、申請人に生じた不眠症、不安神経症、自律神経失調症の健康被害は、被申請人マンション管理組合が管理するマンション駐車場から発生する騒音や振動によるものである、との原因裁定を求めるものです。

○ 横浜市における解体工事に伴う振動等による財産被害原因裁定申請事件

(令和3年(ゲ)第3号事件)

令和3年3月29日受付

本件は、申請人らが所有する土地や建物及び公衆用通路における被害、低層住宅地における生活環境の悪化による被害は、被申請人の校舎再整備計画に起因する大規模建築物及び工作物の解体行為と増築行為によるものである、との原因裁定を求めるものです。

終結事件の概要

○ 福山市における自動車解体作業所からの騒音・振動被害責任裁定申請事件

(平成30年(セ)第1号事件)

① 事件の概要

平成30年3月30日、広島県福山市の住民2人から、自動車解体業を営む法人を相手方(被申請人)として責任裁定を求める申請がありました。

申請の内容は以下のとおりです。申請人らは、申請人ら宅隣地の自動車解体作業所からの騒音・振動により、申請人ら宅の建物外壁及びブロック塀への亀裂の発生、避難先の賃料支払、不安を伴う適応障害へのり患等の被害を受けているとして、被申請人に対し、損害賠償金合計208万5000円の支払を求めたものです。

② 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、広島県公害審査会に対して責任裁定申請の受理について意見照会を行い、受理について特段の支障はないとの回答を受けたので、直ちに裁定委員会を設け、被申請人作業所から発生する騒音・振動と申請人らの建物への被害及び人間の健康への影響との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任したほか、事務局及び専門委員によ

る現地調査等を実施するなど、手続を進めましたが、令和3年2月15日、申請人らから申請を取り下げる旨の申出があり、本事件は終了しました。

○ 銚子市における工場からの騒音・低周波音・振動による健康被害等責任裁定申請事件

(平成30年(セ)第6号事件・令和3年(調)第1号事件)

① 事件の概要

平成30年11月2日、千葉県銚子市の住民1人から、製氷工場経営会社を相手方(被申請人)として責任裁定を求める申請がありました。

申請の内容は以下のとおりです。申請人は、被申請人が経営する隣接する製氷工場からの騒音・低周波音・振動により、不眠及びそれに伴う疲労感並びに頭部圧迫感の健康被害等が生じたため、精神的・肉体的苦痛に対する慰謝料として、被申請人に対し、損害賠償金550万円等の支払を求めたものです。

② 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、千葉県公害審査会に対して責任裁定申請の受理について意見照会を行い、受理について特段の支障はないとの回答を受けたので、直ちに裁定委員会を設け、製氷工場から発生する騒音・低周波音・振動と申請人に生じた不眠及びそれに伴う疲労感等との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任したほか、委託調査、事務局及び専門委員による現地調査等を実施するなど、手続を進めた結果、本件については当事者間の合意による解決が相当であると判断し、令和3年1月26日、公害紛争処理法第42条の24第1項の規定により職権で調停に付し(公調委令和3年(調)第1号事件)、裁定委員会が自ら処理することとしました。2月18日、第1回調停期日において、裁定委員会から提

示した調停案を当事者双方が受諾して調停が成立し、本件申請については取り下げられたものとみなされ、本事件は終結しました。

○ **瀬戸市における廃棄物処分場からの土壌汚染による財産被害責任裁定申請事件及び同原因裁定申請事件**

(平成30年(セ)第2号事件・平成30年(ゲ)第7号事件)

① **事件の概要**

平成30年5月30日、愛知県瀬戸市の住民1人と事業を営む法人から、衛生組合（関係3市により組織される一般廃棄物処理を行う一部事務組合）を相手方（被申請人）として責任裁定を求める申請がありました。

申請の内容は以下のとおりです。申請人らが事業を営む土地（以下「本件土地」という。）に、衛生組合（被申請人）によって、焼却残さ及び不燃性破碎残さ（以下「本件廃棄物」という。）が埋め立てられていたことが判明し、本件廃棄物から環境基準を大幅に超過するダイオキシン類が検出されたとして、申請人らが被申請人に対し、本件廃棄物を排除するために必要な費用、地下水の水質検査費用等の一部である損害賠償金合計2000万円の支払を求めたものです。

その後、同年6月26日、同申請人らから、ダイオキシン類による土壌汚染は、同被申請人が本件埋立地から本件土地に越境して本件廃棄物を投棄した行為によるものである、との原因裁定を求める申請があり（公調委平成30年(ゲ)第7号事件）、同年7月10日、これらを併合して手続を進めることを決定しました。

② **事件の処理経過**

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、1回の現地審問期日を開催するとともに、本件廃棄物と本件廃棄物から検出されたダイオキシン類による土壌汚

染との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任したほか、事務局及び専門委員による現地調査等を実施するなど、手続を進めた結果、令和3年3月15日、責任裁定申請事件については、本件申請を一部却下、一部棄却するとの裁定を行い、また、原因裁定申請事件については、本件申請を一部認容、一部棄却するとの裁定を行い、本事件は終結しました。

○ **伊万里市における堆肥製造施設からの大気汚染による健康被害原因裁定申請事件**

(平成30年(ゲ)第5号事件)

① **事件の概要**

平成30年5月17日、佐賀県伊万里市の住民6人から、農業協同組合を相手方（被申請人）として原因裁定を求める申請がありました。

申請の内容は以下のとおりです。申請人らに生じている頭痛、めまい、湿しん等の健康被害は、農業協同組合（被申請人）が操業する堆肥製造施設において、牛ふん・鶏ふんに堆肥促進剤を噴霧し、それを申請人ら宅まで浮遊させたことによるものである、との原因裁定を求めたものです。

② **事件の処理経過**

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、1回の現地審問期日を開催するとともに、被申請人による堆肥促進剤の噴霧等と申請人らに生じた健康被害との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員2人を選任したほか、事務局及び専門委員による現地調査等を実施するなど、手続を進めた結果、令和3年3月18日、本件申請を棄却するとの裁定を行い、本事件は終結しました。

2 土地利用調整に関する終結事件 の概要

- 三重県尾鷲市大字南浦地内の岩石採取計画
不認可処分に対する取消裁定申請事件
(平成 28 年(フ)第 4 号事件・平成 29 年(フ)
第 2 号事件)

① 事件の概要

公害等調整委員会は、申請人から三重県尾鷲建設事務所長（以下「処分庁」という。）が行った三重県尾鷲市大字南浦地内における岩石採取計画認可申請の不認可処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求める裁定の申請（以下「本件裁定申請」という。）を平成 28 年 10 月 27 日に受け付けました。申請の内容は以下のとおりです。

申請人は、本件処分につき、処分庁は、これまで経済産業省資源エネルギー庁の作成する技術基準に基づき、濁水対策については沈殿池による自然沈降を基本とした濁水対策を基本として審査を行っており、同基準の合理性が失われたことを示す特段の事由がないにもかかわらず、かつ、申請人による濁水対策が同基準を満たしていると認めながら、申請人による濁水処理対策に疑念がある等の理由付けで行った本件処分は理由のない違法なものであるとして、平成 28 年 10 月 27 日付けで本件処分の取消しを求めて本件裁定申請をしました。

その後、平成 29 年 3 月 30 日、三重県内の漁業組合連合会ほか 3 組合（令和元年 5 月 28 日、合併により 2 組合消滅）から、申請人による岩石採取によって発生する濁水が矢ノ川を通じて尾鷲湾に拡散し、申立人らが営む漁業に深刻な影響が及ぶことを理由として、参加の申立てがありました。

② 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本件裁定申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、5 回の審理期日を

開催するとともに、河川流域における土砂流出等と海洋汚染との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員 1 人を選任するなど、手続を進めましたが、令和 3 年 1 月 18 日、申請人から申請を取り下げる旨の申出があり、これにより本件裁定申請事件及びこれに対する参加申立事件はいずれも終結しました。